

（旅客自動車運送事業用自動車）

第59条 平成24年6月30日以前に製作された自動車については、保安基準第50条の規定並びに細目告示第77条、第155条及び第233条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 旅客自動車運送事業用自動車は、保安基準第2条から第48条までの規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

イ 緩衝装置及び旅客の座席は、旅客に不快な振動、衝撃を与えないものであること。

ロ 客室は、適当な採光が得られるものであること。

ハ 客室には、適当な室内照明灯を備えること。

ニ 運転者席の側面の窓は、簡易な操作により、有効幅及び有効高さがそれぞれ270ミリメートル以上開放できる構造のものであること。

二 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車にあつては、前号の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。

イ 室内照明灯は、客室内を均等に照明し、その光源は、客室床面積1平方メートルあたり5ワット（蛍光灯の場合にあつては2ワット）以上又はこれと同等以上の明るさであること。

ロ 乗降口の踏段（幼児専用車の乗降口に備える踏段を除く。）は、その有効奥行が300ミリメートル以上であること。ただし、最下段以外の踏段で乗降口のとびら等のためやむをえないものにあつては、乗降口の有効幅のうち、350ミリメートル以上の部分についてその有効奥行が300ミリメートルあればよい。この場合において、次の上段までの高さが250ミリメートル以下のものにあつては、290ミリメートルまで短縮することができる。

ハ 車掌席を乗降口の附近に設けること（次号の自動車を除く。）。

ニ 運転者席と車掌席とが3メートル以上離れているものにあつては、その間にブザその他の連絡装置を備えること（次号の自動車を除く。）。

ホ とびらを開閉する装置が動力式である乗降口には、その附近に、故障時などに手動でとびらを開放できる装置を備え、かつ、その位置及びとびらの開放方法を表示すること。

三 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの（被牽引自動車を除く。）は、前2号の規定によるほか、次の基準（路線を定めて定期に運行する乗車定員30人以上の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものにあつてはイからへまでの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員29人以下の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものにあつてはイからハまで及びホの基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のものにあつては、イ、ハ及びホの基準）に適合しなければならない。

イ 乗降口のとびらは、旅客が容易に開放することができない構造のものであること。

- ロ 乗降口のとびらは、運転者が運転者席において開閉できる構造のものであること。
- ハ 乗降口のとびら（運転者席に近接した乗降口のとびらで運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。）を閉じた後でなければ発車することができない構造のものであり、かつ、その開閉の状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。
- ただし、乗降口の扉を閉じた後でなければ発車することができない構造の解除装置を備えた場合にあっては、当該解除装置が運転者席において容易に操作することのできるものでないこと。
- ニ 運転者が運転者席において踏み段に旅客がいることを乗降口（運転者席に近接した乗降口で運転者が直接に旅客の存在の有無を確認できるものを除く。）ごとに確認できる灯火その他の装置を備えたものであること。
- ホ 運転者が運転者席において乗降口その他客室内の状況を見ることができる鏡その他の装置を備えたものであること。
- ヘ 運転者が運転者席において旅客に放送することができる装置（放送する場合にマイクロホンを手で保持する必要のないものに限る。）を備えたものであること。
- ト 客室には、旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を旅客の手近な位置に備えること。
- 四 乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車は、第1号の規定によるほか、次の基準に適合しなければならない。
- イ 旅客の用に供する座席の前縁とその前方の座席、隔壁等との間げきは、200ミリメートル以上であること。
- ロ 乗降口のとびらを開放する操作装置又はその附近には、とびらの開放方法を表示すること。
- 2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自 動 車	条 項
一 昭和37年9月30日以前に製作された自動車	第2号ハ

- 3 次の表の第1欄に掲げる自動車については、第1項の規定のうち同表第2欄に掲げる規定は、同表第3欄に掲げる字句を同表第4欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自 動 車	条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和44年3月31日以前に製作された自動車	第3号ハ	を閉じた後でなければ発車することができない構造のものであり、かつ、その開閉	の開閉

- 4 平成26年3月31日以前に製作された自動車については、細目告示第77条第4項第1号、第155条第4項第1号及び第233条第4項第1号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第341号）による改正前の細目告示第77条第2項第2号、第155条第2項第2号及び第233条第2項第2号の規定に適合するものであればよい。